

資料

大里東小学校父母教師会規約

第1章 総則

第1条（名称及び所在地）

この会は、北九州市立大里東小学校父母教師会（以下「会」という）と呼び、事務局を同校におく。

第2条（目的）

この会は、学校教育方針に基づき、学校と家庭との緊密な連携を図り、学校教育充実向上に資するとともに、会員相互の研修と親睦を図ることを目指すものである。

第3条（資格及び組織）

この会は、任意の在籍児童の保護者及び本校教職員をもって構成する。

また、加入の意思を毎年4月に文書にて確認することとする。

第2章 事業

第4条（事業）

この会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 学校教育への理解と協力
2. 会員の福祉増進、知識・教養の向上
3. 児童の福祉に関係ある事業促進のため、学校の公共機関との協力促進
4. その他、この会の目的達成のために必要な事業

第3章 権利義務

第5条（権利）

会員は、次の権利を有する。

1. 会員は、すべて同等の権利を有する。
2. 会員は、すべてこの会の運営について意見を述べることができる。

第6条（義務）

会員は、次の義務を有する。

1. 会の規約を守り、会の正常な発展に協力する。
2. 諸会議で決定された事項を誠実に実行する。
3. 別に定める会費を納入する。ただし、やむを得ないものについては、免除することができる。

第4章 役員・会計監査

第7条（役員）

この会に次の役員をおく。

- | | | |
|---------------|--------------|--------------|
| (1) 会 長・・・1名 | (2) 副会長・・・2名 | |
| (3) 事務局長・・・1名 | (4) 会 計・・・2名 | (5) 書 記・・・2名 |
| (6) 顧問・・・若干名 | | |

1. 会計・書記は、会長が会員の中より委嘱する。ただし、半数は学校教職員より校長の推薦で、会長が委嘱する。
2. 会長が必要と認めるときは、顧問を置くことができる。
3. 顧問は、前会長、前副会長があたり、その諮問に応じる。

第8条（会計監査）

会長は、役員とは別に、会計業務を監査するものを会員の中より2名委嘱する。

第9条（職務）

この会の役員は、次の業務を行う。

1. 会長は、会を代表し、会の業務を統括し、諸会議を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長の事故あるときは代理する。
3. 事務局長は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統括する。

第10条（選任）

この会の役員の選任については、次の通りとする。

1. 役員選考委員会は、役員会が招集し、理事会の承認を得る。
2. 役員の選出にあたっては、選考委員会において推薦し、理事会の承認を得て総会で決定する。
3. 役員選考委員会は、会員の自薦又は他薦等による候補者の中から役員を推薦する。
4. 役員選考委員会は、PTA 会員と学校職員で組織する。

第11条（任期）

1. 役員及び会計監査の任期は1年間（総会から総会まで）とする。ただし、再選を妨げない。役員は任期満了後も、後任が決定するまではその職務を行うものとする。
2. 任期の途中で就任した役員は、前任者の残任期間とする。

第5章 専門委員会

第12条（専門委員会）

この会に次の専門委員会を設ける。

- (1) 学年・学級委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 成人教育委員会
- (4) 校外（分団）委員会
- (5) バザー委員会

第13条（構成）

1. 専門委員は、規約細則1の定めにより選出する。教職員の専門委員は、校長の推薦により会長が委嘱する。
2. 専門委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、規約に定める事項ならびに総会及び理事会により委嘱された事項を実施する。
3. 専門委員長及び副委員長は、選出された専門委員の互選によって選出し、会長がこれを委嘱する。

第14条（任務）

専門委員会の任務は、次の通りとする。

1. 学年・学級委員会
 - (1) 学年及び学級活動年間行事の計画立案・広報活動・運営
 - (2) 教育設備助成活動の推進
 - (3) 学校保健委員会の企画・運営
2. 広報委員会
 - (1) 広報活動の企画立案
 - (2) 新聞「そてつ」の編集企画と発行
3. 成人教育委員会
 - (1) 成人教育及び家庭教育の計画と推進
 - (2) 保健・給食及び環境衛生に関する事項の調査研究
4. 校外（分団）委員会
 - (1) 地域における分団活動の推進と育成
 - (2) 交通安全対策及び地域活動
5. バザー委員会
 - (1) PTA バザーの企画・実施
 - (2) 学校・校区における行事への協力

※ 学校体育行事への協力は全保護者に呼びかける。

第6章 会議

第1節 総会

第15条（構成）

この会の総会は、全会員をもって構成する。

第16条（任務）

次の事項は、総会の決議を必要とする。

- (1) 規約の改正

- (2) 予算・決算の承認
- (3) 会費の変更
- (4) その他、会の運営に関する重大な事項で理事会が必要と認めた事項

第17条（開催）

1. この会の総会は、年1回毎年度のはじめに会長が招集する。
2. 理事会が必要と認めたとき、又は会員の三分の一以上の要求があったときには、会長は臨時総会を招集しなければならない。

第18条（告示）

総会を開く場合は、開催当日よりも少なくとも一週間前までに、議題、日時、場所を通知し、必要資料は二日前までに配布しなければならない。

第19条（定数及び決議）

1. この会の総会は、委任の含む当日の出席者をもって定数とする。ただし、委任状を含めて、全会員の二分の一に満たないときは、総会は成立しない。
2. 決議は出席者の過半数で決める。可否同数のときは議長が決める。

第20条（委任出席）

病気やその他やむを得ない理由で出席できないときは、所定の委任状により、総会の一切の権限を議決に委任することができる。

第21条（議長及び副議長）

議長及び副議長は総会で決める。

第2節 理事会

第22条（構成及び任務）

校長、役員、専門委員長、学年委員長（学年・学級委員の中より選出された各学年の代表者）及び各委員会に所属する教師代表をもって構成し、総会で決められた事項の遂行及び会の運営に関する重大な事項を審議決定する。

第23条（開催）

理事会は会長が招集する。

第24条（定数及び決議）

1. 理事会は、理事の二分の一以上の出席がなければ成立しない。ただし、委任により所属委員が代理出席をすることができる。
2. 決議は、出席人員の過半数で決める。可否同数のときは議長が決める。

第25条（監査の出席）

監査は、会長の要請の要請に応じて理事会に出席する。ただし、議決権はもたない。

第7章 分団

第26条（分団の組織）

この会の運営を円滑にするために、地域ごとに分団を設ける。

ただし、校区外より通学する児童の家庭は、その括りのみとする。地域の区別は別に定める。

第27条（分団の役員）

分団には分団長、副分団長をおく。選任に関しては、別に定める。

第28条（分団の任務）

分団は、校外委員会に所属し、諸行事の実施に協力する。

第29条（分団の会議）

分団会議は、必要の都度開催し、分団長が招集する。分団長は、分団会議で審議した分団の必要事項を校外委員長に報告しなければならない。

第 8 章 事務局

第 30 条 (構成)

事務局は、事務局長及び書記・会計をもって構成する。

第 31 条 (業務)

1. 事務局は、一般庶務事項及び次の業務を担当する。

- (1) 議事録の作成保管
- (2) 文書の作成保管
- (3) 受発信
- (4) 備品の整備保管
- (5) 会費徴収
- (6) 金銭の出納
- (7) 決算の作成
- (8) 会計帳簿の保管
- (9) 会の財政確立に関する事項

2. 会計業務取扱いの細則は別に定める。

第 9 章 経理

第 32 条 (経理)

この会の経理は、会費・事業収入及び寄付金をもってこれにあてる。

第 33 条 (会計年度)

この会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。ただし、4月1日から総会までの期間の執行については、理事会で決定する。

第 10 章 雑則

第 34 条 (細則の設定)

会の規約の施行及び運営に必要な細則は理事会で定める。

第 35 条 (規約の効力の発生)

この規約は議決と同時に効力を発生する。

昭和 28 年 5 月 施行	平成 25 年 4 月 施行改正
昭和 30 年 5 月 施行改正	第 4 章第 9 条 修正
昭和 35 年 5 月 施行改正	第 5 章第 14 条 修正
昭和 43 年 5 月 施行改正	第 7 章第 26 条 修正
昭和 57 年 4 月 施行改正	細則の 1 修正
昭和 59 年 5 月 施行改正	平成 26 年 9 月 施行改正

平成 5 年 5 月 施行改正	令和 4 年 9 月 施行改定
平成 6 年 5 月 施行改正	第 1 章第 3 条 修正
平成 8 年 5 月 施行改正	細則の 1 第 2 条 修正
平成 10 年 5 月 施行改正	
平成 13 年 5 月 施行改正	
平成 14 年 5 月 施行改正	
平成 23 年 4 月 施行改正	

細則の 1 規約の施行に関する細則

第 1 条

この細則は、規約第 34 条に基づいて決める。

第 2 条

規約第 6 条再 3 項の会費は、月額を 300 円とし、保護者は児童 1 名あたりこの月額を納入する。

第 3 条

第 12 条の専門委員の数は、次の数を基本とし、全会員をもってこれにあたる。

(学年学級) 各学級より 2 名以上 (広 報) 各学級より 1 名以上

(成人教育) 各学級より 1 名以上 (保健体育) 各学級より 1 名以上

(校 外) 各分団より分団長、副分団長若干名

(バザー) 各学級より 1 名以上

専門委員の選出に当たっては、事前に希望をとり、各学級ごとに専門委員と幹事(学級での責任者)を決定し、役員まで報告する。各専門委員会は、学級から選出された幹事による幹事会を開催し、委員会の運営にあたる。

第 4 条

1. 規約第 26 条の分団に属する地域は以下のとおりである。

2. 1 1 分団 校区外の活動は、これを活動せず組織上の表現のみとする。

分団	所属する町名
1	大里東一丁目
2	大里東二丁目
3	大里東三丁目、五丁目 2
4	大里東四丁目、五丁目 3～5
5	中二十町、上二十町 1、2～8、13 大里戸ノ上二丁目、三丁目
6	観音山団地、スカイマンション(上二十町 9)
7	大里高層団地(中二十町 7)
8	下二十町 1～12
9	黄金町
10	大里本町一丁目、二丁目、大里東口、梅の木町
11	校区外

第 5 条

規約第 27 条の分団長、副分団長は、分団員の互選により選出する。

第 6 条

規約第 30 条の書記及び会計は各 2 名とする。

細則の2 会計に関する細則

第1条

この細則は、規約第31条により定める。

第2条

会計の収支は、金銭の多少にかかわらず所定の伝票に記入し、会計及び事務局長の検印を必要とする。会長及び事務局長不在の場合は、代理責任者がこれにあたる。

第3条

予算は、予算委員会（役員及び各専門委員長）が作成し、理事会の審議を得て総会の承認を必要とする。予算の変更、追加予算も前項に準ずる。

第4条

金銭の収支に関しては、金銭出納簿及び補助簿を備え、事務局長が保管するのを原則とする。

第5条

予算に計上された予算費の使途については、理事長の承認を必要とする。

第6条

寄付金の受納は、その氏名と金額を理事長に報告し、承認を必要とする。

第7条

事務局長は、毎学期末1回、期末現在、監査より会計監査を受けなければならない。

第8条

事務局長は、毎年度末に決算報告を作成し、理事会の承認を得て総会に報告しなければならない。

大里東小学校父母教師会慶弔規定

この規定は、大里東小学校父母教師会の会則及びその家族、本校教職員に、慶事及び弔事があった場合で以下の場合には、慶弔の意をあらわすことを目的とし、その場合の必要な事項を定める。

1 慶事金をおくる場合

本校教職員が結婚した場合には、祝儀として金五千元をおくる。

2 弔慰金をおくる場合

- ①本校保護者、教職員が死亡した場合には香典として金五千元をおくる。
- ②本校児童が死亡した場合には、香典として金五千元をおくる。
- ③本校教職員の親、配偶者、子供が死亡した場合には香典として金三千元をおくる。

3 その他の慶弔の場合

その他の場合で、会長が慶弔の支出を行う必要があると判断する場合には副会長の承認をえた上で支出を行い、事後の理事会の承認を受けるものとする。

4 見舞金をおくる場合

- ①本校児童に関する規定
本校児童が病気または事故で一ヶ月以上の入院をした場合には見舞金三千元をおくる。
この場合には、当該学級委員が事務局長または次長と協議の上、必要な対応を行うものとする。
- ②教職員に関する規定
本校教職員が病院または事故で一ヶ月以上の入院をする場合には見舞金三千元をおくる。
この場合には、当該学級委員が事務局長または次長と協議の上、必要な対応を行うものとする。
- ③会員に関する規定
会員が火災、水害などの自然災害のために、家屋が全半焼、全半壊した場合には、理事会の決定により、見舞金をおくることができる。
この場合には、当該学級委員が事務局長または次長と協議の上、必要な対応を行うものとする。

5 葬儀参列に関する規定

- ①本校保護者、教職員、児童が死亡した場合には、三役の代表一名、学級委員が参列する。
- ②それ以外の場合の対応については、会長が副会長と協議の上で決定する。
- ③上記以外で個人として参列するものはこれを妨げない。

この規定を改正する場合には、理事会で協議し決定する。
この規定は平成 7 年（1995 年）5 月 2 日より実施する。
制定 昭和 62 年（1987 年）4 月 1 日
改正 平成 4 年（1992 年）8 月 1 日
改正 平成 7 年（1995 年）5 月 2 日